

学校における教育相談に関する資料

平成27年12月17日

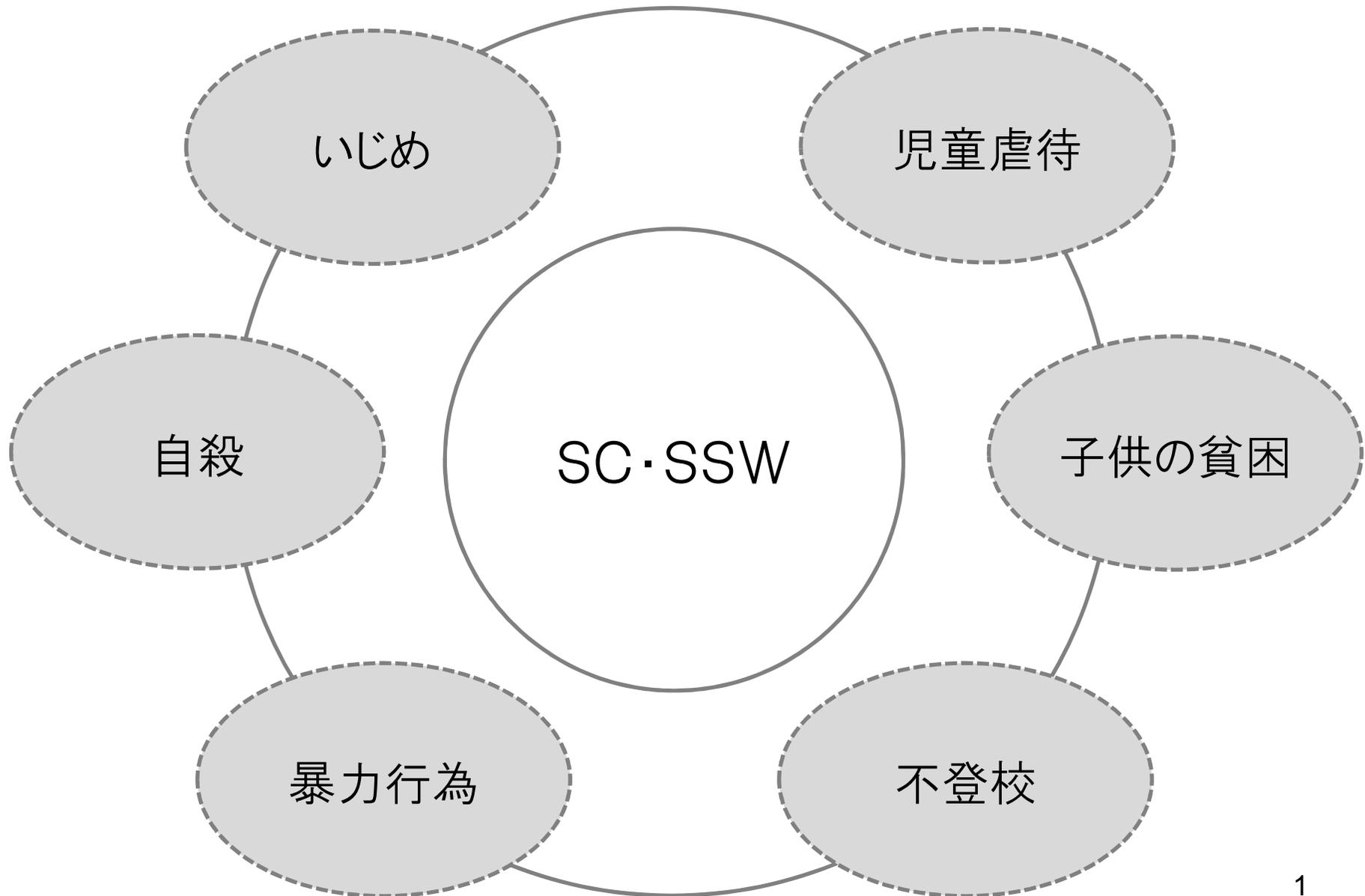
文部科学省初等中等教育局
児童生徒課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

SC・SSWを取り巻く状況

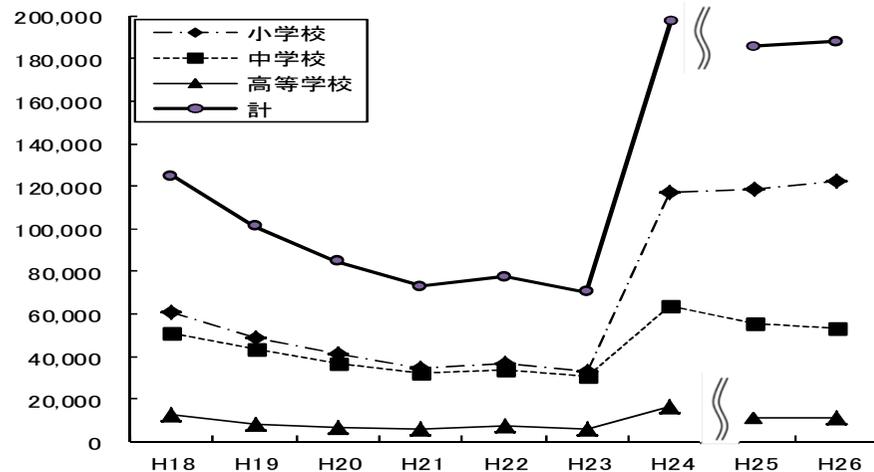


いじめについて①

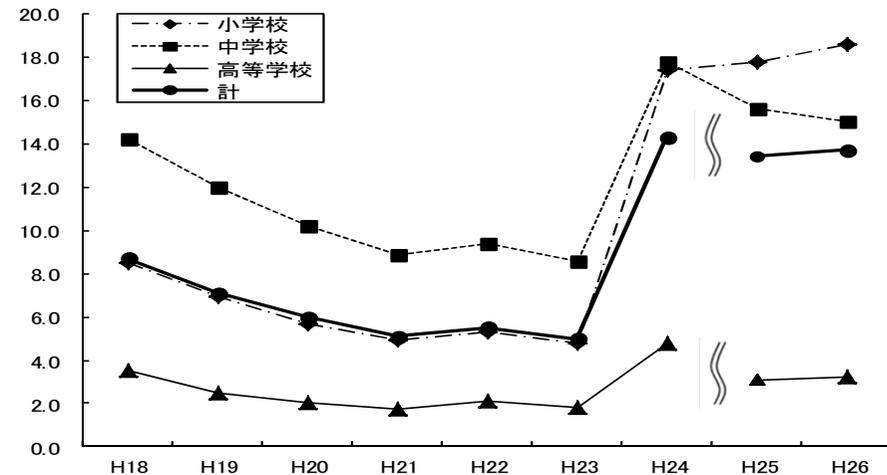
いじめは決して許されないことだが、どの学校でも、どの子供にも起こりうる問題。

小・中・高・特別支援学校における、いじめの認知件数は188,057件であり、児童生徒1千人当たりの認知件数は13.7件である。

いじめの認知件数の推移



いじめの認知率の推移（1千人当たりの認知件数）



| | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|--------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 小学校 | 60,897 8.5 | 48,896 6.9 | 40,807 5.7 | 34,766 4.9 | 36,909 5.3 | 33,124 4.8 | 117,384 17.4 | 118,748 17.8 | 122,721 18.6 |
| 中学校 | 51,310 14.2 | 43,505 12.0 | 36,795 10.2 | 32,111 8.9 | 33,323 9.4 | 30,749 8.6 | 63,634 17.8 | 55,248 15.6 | 52,969 15.0 |
| 高等学校 | 12,307 3.5 | 8,355 2.5 | 6,737 2.0 | 5,642 1.7 | 7,018 2.1 | 6,020 1.8 | 16,274 4.8 | 11,039 3.1 | 11,404 3.2 |
| 特別支援学校 | 384 3.7 | 341 3.2 | 309 2.8 | 259 2.2 | 380 3.1 | 338 2.7 | 817 6.4 | 768 5.9 | 963 7.3 |
| 合計 | 124,898 8.7 | 101,097 7.1 | 84,648 6.0 | 72,778 5.1 | 77,630 5.5 | 70,231 5.0 | 198,109 14.3 | 185,803 13.4 | 188,057 13.7 |

いじめについて②

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立し、同年10月に策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」等を踏まえ、いじめ防止対策のための取組が進められている。

◆ いじめ防止対策推進法・基本方針の概要

1. いじめ防止・早期発見・対処のための対策

(1)国が実施すべきこと

→基本方針の策定、組織の設置等

(2)地方公共団体が実施すべきこと

→基本方針の策定、組織の設置等

(3)学校が実施すべきこと(①、②は義務)

①学校いじめ防止基本方針の策定

②いじめ防止対策のための組織の設置

2. 「重大事態」への対処

○ 学校・設置者は事実関係を明確にするための調査を実施しなければならない

○ 地方公共団体の長等は再調査を行うことができる

◆ 文部科学省の主な取組

○ 全国いじめ問題子供サミットの開催(平成27年1月)

○ スクールカウンセラー等の予算の拡充

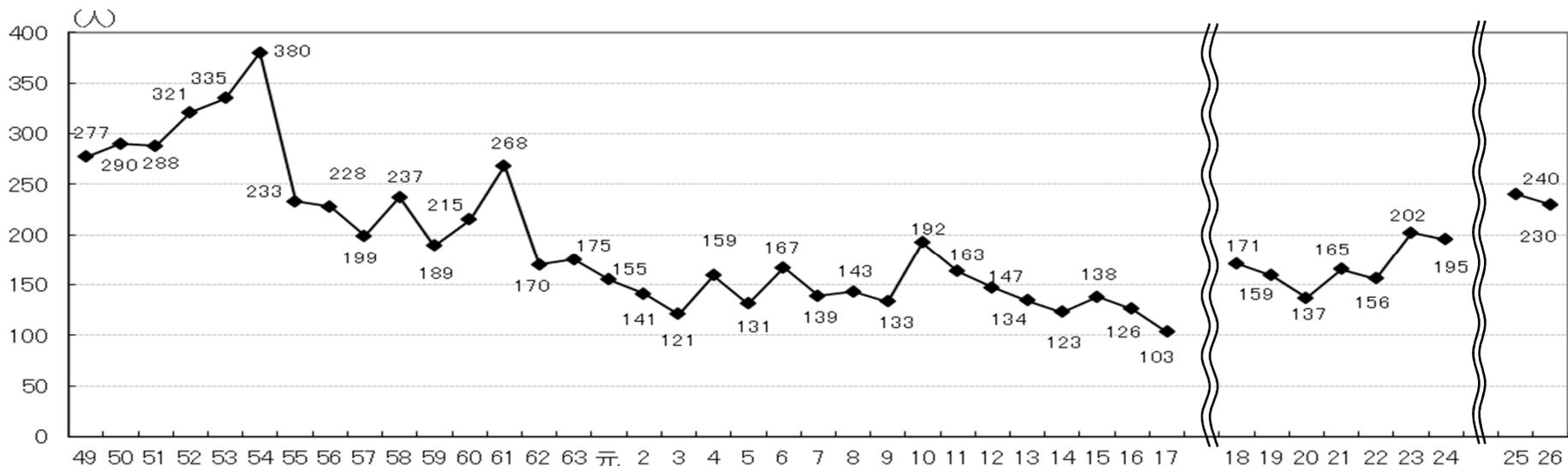
○ 「私たちの道徳」におけるいじめ関係の記述の充実

○ 警察等の関係機関、関係団体との連携強化

○ 地教行法の改正による、教育行政における責任体制の所在の明確化、迅速な危機管理体制の構築

自殺について①

小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は230人である。なお、内閣府・警察庁の調査結果を平成26年度間のものに補正すると、自殺した児童生徒数は318人となっており、その差は88人である。



※昭和51年までは公立中・高等学校を調査。昭和52年からは公立小学校、平成18年度からは国私立学校、平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。(年度)

警察庁の統計数値との比較

○H25年度調査

| | 警察庁調査 | 文科省調査 | 差 |
|------|-------|-------|-----|
| 小学校 | 12 | 4 | 8 |
| 中学校 | 112 | 63 | 49 |
| 高等学校 | 226 | 173 | 53 |
| 合計 | 350 | 240 | 110 |

○H26年度調査

| | 警察庁調査 | 文科省調査 | 差 |
|------|-------|-------|----|
| 小学校 | 15 | 7 | 8 |
| 中学校 | 88 | 54 | 34 |
| 高等学校 | 215 | 169 | 46 |
| 合計 | 318 | 230 | 88 |

※警察庁調査、文部科学省調査とも年度間の自殺者数。警察調査における平成27年1月～3月までの数値は暫定値である。

自殺について②

平成18年6月に「自殺対策基本法」が成立し、その後策定された「自殺総合対策大綱」等を踏まえ、自殺を予防するための取組が進められている。

◆ 「自殺総合対策大綱」の概要

＜自殺を予防するための当面の重点施策(文部科学省関連項目)＞

- 児童生徒の自殺予防等についての調査の推進
- 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施
- 教職員に対する普及啓発等の実施
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- 学校、職場での事後対応の促進 など

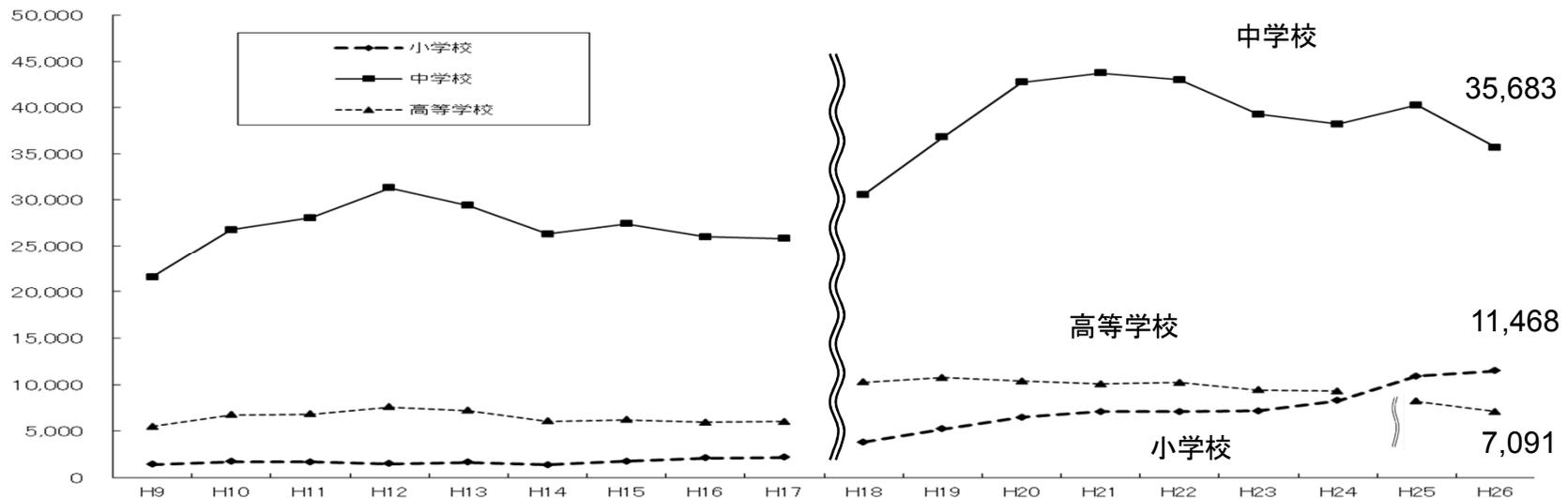
◆ 文部科学省の主な取組

- 児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会(平成18年度)
 - ・「子どもの自殺予防のための取組に向けて(第1次報告)」(平成19年3月)
- 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議(平成20年度～)
 - ・「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」マニュアル(平成21年3月)
 - ・「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(平成22年3月)
 - ・「子供に伝えたい自殺予防(学校における自殺予防教育導入の手引)」(平成26年7月)
 - ・「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂)」(平成26年7月)
 - ・「子供の自殺等の実態分析」(平成26年7月) など

暴力行為について①

小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は54,242件であり、児童生徒1千人当たりの発生件数は4.0件である。特に小学校における暴力行為が年々増加しており、調査開始以降最大の発生件数となった。

学校内外における暴力行為発生件数の推移



| | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学校 | 1,432 | 1,706 | 1,668 | 1,483 | 1,630 | 1,393 | 1,777 | 2,100 | 2,176 | 3,803 | 5,214 | 6,484 | 7,115 | 7,092 | 7,175 | 8,296 | 10,896 | 11,468 |
| | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.3 | 0.3 | 0.5 | 0.7 | 0.9 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.2 | 1.6 | 1.7 |
| 中学校 | 21,585 | 26,783 | 28,077 | 31,285 | 29,388 | 26,295 | 27,414 | 25,984 | 25,796 | 30,564 | 36,803 | 42,754 | 43,715 | 42,987 | 39,251 | 38,218 | 40,246 | 35,683 |
| | 5.1 | 6.5 | 7.1 | 8.2 | 7.9 | 7.3 | 7.9 | 7.7 | 7.7 | 8.5 | 10.2 | 11.9 | 12.1 | 12.0 | 10.9 | 10.7 | 11.3 | 10.1 |
| 高等学校 | 5,509 | 6,743 | 6,833 | 7,606 | 7,213 | 6,077 | 6,201 | 5,938 | 6,046 | 10,254 | 10,739 | 10,380 | 10,085 | 10,226 | 9,431 | 9,322 | 8,203 | 7,091 |
| | 1.8 | 2.3 | 2.3 | 2.6 | 2.5 | 2.2 | 2.3 | 2.3 | 2.4 | 2.9 | 3.2 | 3.1 | 3.0 | 3.0 | 2.8 | 2.8 | 2.3 | 2.0 |
| 合計 | 28,526 | 35,232 | 36,578 | 40,374 | 38,231 | 33,765 | 35,392 | 34,022 | 34,018 | 44,621 | 52,756 | 59,618 | 60,915 | 60,305 | 55,857 | 55,836 | 59,345 | 54,242 |
| | 1.9 | 2.4 | 2.6 | 2.9 | 2.8 | 2.5 | 2.7 | 2.6 | 2.6 | 3.1 | 3.7 | 4.2 | 4.3 | 4.3 | 4.0 | 4.1 | 4.3 | 4.0 |

暴力行為について②

文部科学省では児童生徒の問題行動等に関する通知を発出しており、対応の考え方を示している。

◆「学校と関係機関等との行動連携を一層推進するための取組について」

(平成16年5月11日、初等中等教育局長通知)

- 学校が警察、児童相談所等関係機関と組織的・継続的に連携していくための生徒指導体制整備、教職員の関係機関連携の重要性についての認識が必要。その上で、地域のネットワークの活用や関係機関等からなるサポートチームを形成しての問題行動等への対応が重要。

◆「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」

(平成19年2月5日、初等中等教育局長通知)

- 問題行動に対しては、未然防止と早期発見・早期対応の取組が重要。
- 学校は問題を隠さず教職員一体となって対応し、教育委員会は学校が適切に対応できるようサポート体制を整備。
- また、出席停止や懲戒等の措置を含め、毅然とした対応をとることが必要。

暴力行為について③

◆暴力行為への対応について

(1) 生徒指導の充実

きめ細かな指導や教育相談の実施、きまり等の基準の明確化、公表及び一貫した粘り強い指導。また、犯罪行為の可能性がある場合の速やかな警察への通報。

(2) 出席停止制度の活用

秩序の維持と他の児童生徒の教育を受ける権利の保障のため、出席停止制度の活用や、当該児童生徒に対するサポートチームによる支援。

(3) 懲戒・体罰について※

「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」を提示。

※平成25年3月13日に「体罰の禁止及び児童生徒理解に」基づく指導の徹底について」(初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知)を発出しており、今後は懲戒・体罰については本通知によることとしている。

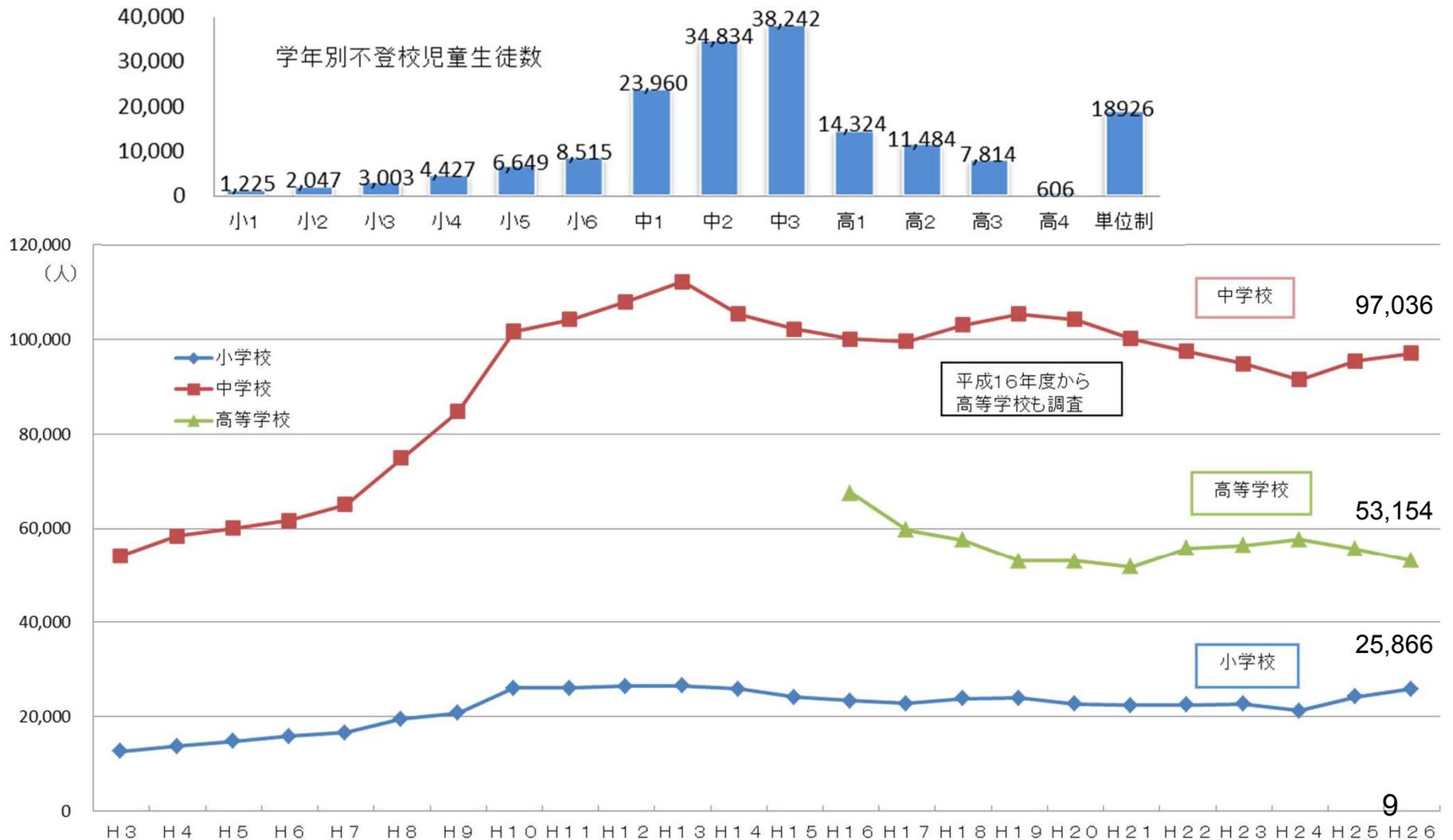
◆「暴力行為のない学校づくりについて(報告書)」

(平成23年7月 暴力行為のない学校づくり研究会編)

○ 学校における暴力行為への効果的な対応の在り方について検討し、暴力行為に対する基本的な考え方や指導・対応方法、関係機関連携等について、教育委員会、学校に周知。

不登校について①

小・中・高等学校における、不登校児童生徒数は、小学校25,866人(255人に1人)、中学校97,036人(36人に1人)、高等学校53,154人(63人に1人)となっており、合計で、176,056人(前年度175,272人)となっている。



不登校について②

従来、文部科学省では不登校対策のための諸施策を行っており、最近では、平成27年1月に「不登校に関する調査研究協力者会議」を設置し、中間とりまとめの策定に向けて議論を進めている。

◆ 不登校対策施策の概要

○出席扱いについての措置

・教育支援センター(適応指導教室)や民間施設で指導等を受ける場合、一定要件を満たせば校長は指導要録上「出席扱い」にできる(H4. 9. 24&H15. 5. 16通知(義務)、H21. 3. 12通知(高校))

○教育支援センター整備指針及び民間施設(フリースクール)についてのガイドラインについての試案(H15. 5. 16通知)

○教育課程の弾力化についての措置

・指定を受けた特定の学校において教育課程の基準によらず特別の教育課程を編成することができる(H17. 7. 6学教法施行規則改正)
・学校設定非営利法人による学校設置事業(H17. 7. 6学教法施行規則改正)
・高等学校の不登校生徒に対し通信の方法を用いた教育により36単位を上限に単位認定を行うことができる(H21. 3. 31通知)

○高校入試における配慮(調査書以外の選抜資料の活用など)(H9. 11. 28通知)

※チャレンジスクール、クリエイティブスクール等

○いじめ防止対策推進法における「重大事態」への対処 など

○ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置充実

○ 教育支援センター(適応指導教室)の充実

○ 不登校であった中学3年生の5年後の状況等の追跡調査(平成26年7月)

○ 不登校に関する調査研究協力者会議(平成27年1月～) など

不登校について③

不登校児童生徒への支援に関する中間報告

～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～

平成27年8月

不登校に関する調査研究協力者会議

第1章 はじめに

●不登校の定義及び認識

不登校児童生徒を「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」としている問題行動等調査同様に定義して検討した。

不登校はどの子にも起こり得るし、その要因・背景は多様である。不登校の児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、全ての児童生徒が安心して学べる環境を実現するために、学校・家庭・社会は、不登校児童生徒に対する共感的理解と受容の姿勢が大事である。

第2章 不登校の現状と実態把握

●不登校の要因・背景の多様化・複雑化

不登校の要因・背景は多様であり、個々の児童生徒の要因に応じた効果的な支援策が求められる。

●実態把握の在り方

実態把握が適切になされなければ、支援策も適切ではなく、不登校がなかなか解消されない可能性がある。対応策を決定する前に、正確に不登校の要因を把握するため、児童生徒、保護者等と話し合う必要がある。

第3章 不登校に対する基本的な考え方

●将来の社会的自立に向けた支援の視点

不登校問題の解決目標は、児童生徒の将来的な社会的自立である。不登校対策は、学校に登校するという結果のみを最終目標にするのではなく、児童生徒が社会的に自立することを目指すことが必要である。

●個別の児童生徒に対する組織的・計画的支援

不登校児童生徒への支援は、関係機関が情報を共有し、組織的・計画的に実施していくことが必要である。

●連携ネットワークによる支援

不登校の対応には、学校、家庭、社会が連携協力し、不登校児童生徒の状態を正しく見極め、適切な機関による支援と多様な学習の機会を提供することが重要である。

●将来の社会的自立のための学校教育の意義・役割

楽しく、安心して通うことができるよう、学校教育の充実のための取組と学校に起因する問題の解消に向けた危機感を持った最大限の努力が必要。

●児童生徒の可能性を伸ばす学校の柔軟な対応

既存の学校教育になじめない児童生徒については、場合によっては、様々なツールを活用した支援を検討する必要がある。

●働き掛けることや関わることの重要性

児童生徒が主体的に社会的自立に向かうよう、環境づくりを支援することが必要である。

●学校内外を通じた切れ目のない支援の充実

学校内外全体として教育環境を整え、個々の児童生徒の状況に応じた支援の一層の推進が必要である。

●保護者の役割と家庭への支援

学校と家庭、関係機関の連携を図る際、保護者が焦ったり、自身を追い詰めたりすることがないように、教職員が保護者と課題意識を共有し、一緒に取り組む基本的な関係をつくることが重要である。

第4章 重点方策

●「児童生徒理解・教育支援シート」による困難を抱える児童生徒への支援

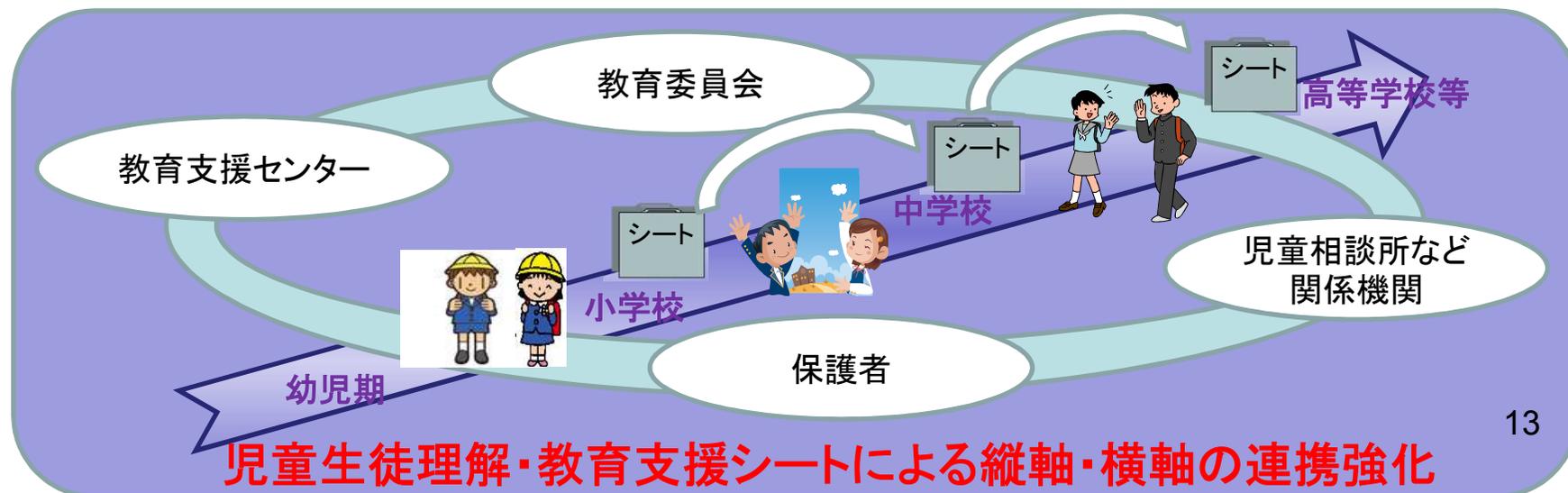
困難を抱える児童生徒には、「児童生徒理解・教育支援シート」を作成するなど、個々の児童生徒に合った支援計画を策定し、関係者が情報を共有することで、組織的・計画的な支援を実施することが必要である。また、そのためには、生徒指導加配などを含め人的措置の充実が必要である。

●不登校児童生徒を支援するための体制整備

不登校児童生徒個々に応じた支援や学習機会を確保する体制を整備することが必要である。今後、教育支援センターはアウトリーチ型の支援や、「児童生徒理解・教育支援シート」のコンサルテーションを担当するなど、児童生徒の不登校支援の中核となることが期待される。そのため、国においては、教育支援センターが設置されていない地域への設置促進やアウトリーチ型支援などの教育支援センターの機能強化に関する調査研究の実施や、スクールカウンセラー配置に関する自治体への財政支援が望まれる。

●既存の学校になじめない児童生徒に対する柔軟な対応

学校での教育の実施を原則としつつ、特別な事情がある児童生徒には、例外的に、児童生徒の特性に合った一人一人の学びを認め、多様な教育環境を提供できるよう、教育委員会等において学習機会を保障する取組を検討することが重要である。



子供の貧困について

平成25年に「子どもの貧困対策の進法に関する法律」が成立し、平成26年8月に定められた「子供の貧困対策に関する大綱」等を踏まえ、子供の貧困対策のための取組が進められている。

◆ 「子供の貧困対策に関する大綱」(抄)

第3 子供の貧困に関する指標

○スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率

- ・スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人(平成25年度)
- ・スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合(平成24年度)
小学校 37.6%、中学校 82.4%
その他教育委員会等に1,534箇所配置

(出所:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)

1 教育の支援

(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開

(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)

「…、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図る。」

(5)生活困窮世帯等への学習支援

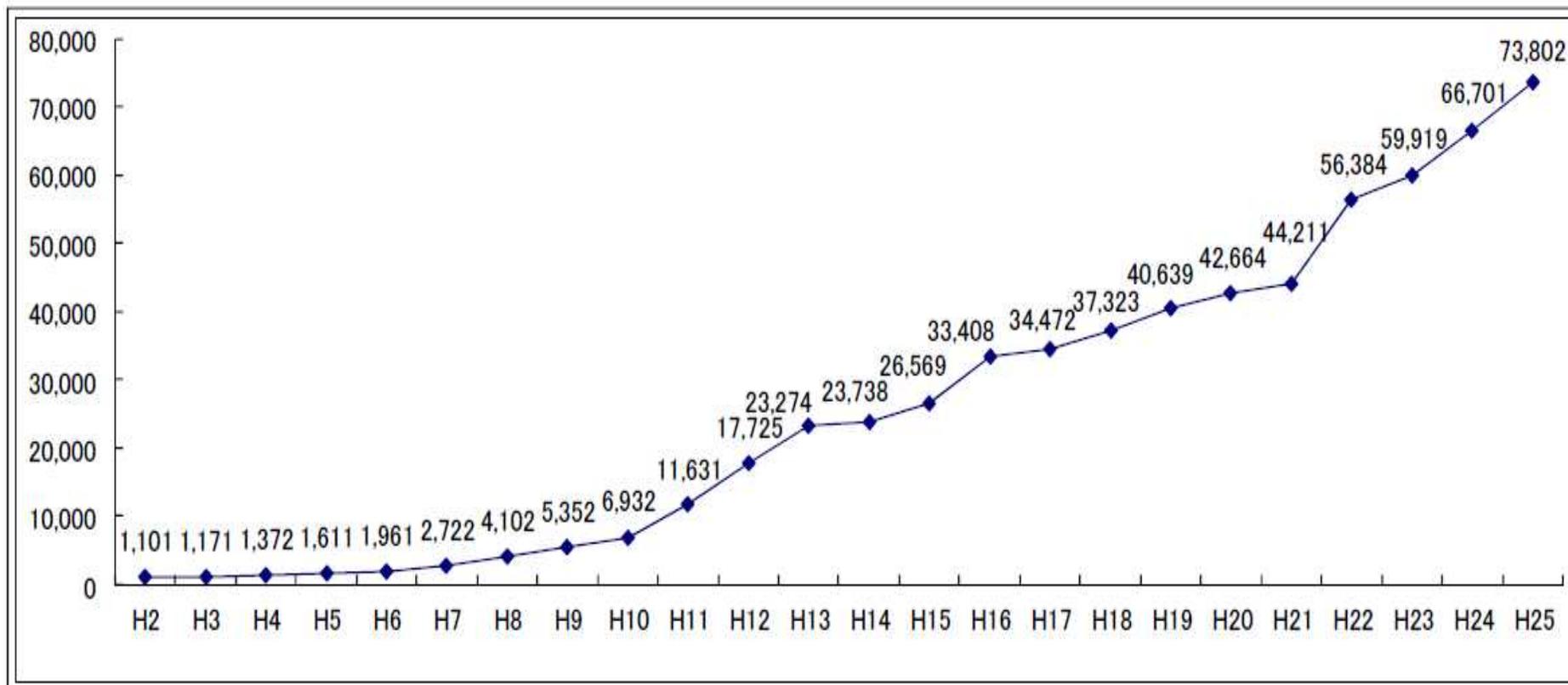
(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)

「…また、高校中退の防止や中退後のフォローを充実するとともに、大学・専修学校等へ安心して進学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実のほか、…を図る。」

児童虐待について①

全国の子童相談所での子童虐待に関する相談対応件数は、子童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成25年度は6.3倍に増加している。

(人)



※ 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

児童虐待について②

文部科学省としては、教育委員会等に対し、児童虐待防止等のための取組の充実に努めるとともに、学校等における児童虐待防止等のための取組がより一層適切に推進されるよう要請。

<「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会の的確な対応について」>

(21文科初第777号平成22年3月24日 文部科学大臣政務官通知)

○学校等における対応

- ・児童虐待の早期発見、児童虐待の早期対応、通告後の関係機関との連携

○教育委員会における対応

- ・関係機関との連携強化、教職員研修の充実、調査研究及び検証

○要保護児童対策地域協議会への参画 など

<「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」>

(平成24年3月29日 文部科学副大臣通知)

- 1 虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人からみて主観的に児童虐待があったと思われる場合は、通告義務が生じること。
- 2 学校の働き掛けにより状況に変化がある場合でも、児童虐待と思われる場合は、学校だけで判断せず、市町村の児童福祉担当部署や児童相談所と連携して、保護者等への対応を図ること。
- 3 保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと。また、要保護児童対策地域協議会を活用すること。
- 4 通告は、保護者と児童生徒の双方を支援する意義を有する行為であることを改めて認識すること。
- 5 児童虐待を疑うきっかけを見逃さず、また、校内で組織的に対応するため、児童相談所等と連携して、研修等を積極的に実施すること。

児童虐待について③

＜「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」＞

(平成27年7月31日 文部科学省初等中等教育局長通知)

- 一時保護が行われている児童生徒が学習を行っている場合は、一定の要件を満たす場合「出席扱い」を認め、一時保護等が行われている児童生徒が学習を行っていない場合は、「出席停止・忌引き等の日数」とすることを明確化。
- 特に、関係機関間の個人情報の引き継ぎが円滑に進むよう留意点を明確化するとともに、従前行われている研修や組織的な通告を今後とも適切に行うよう求めた。

その他の状況について

◆ 性同一性障害に係る児童生徒

<「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」>

(27文科初児生第3号平成27年4月30日 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)

(学校における支援体制について)

- 性同一性障害に係る児童生徒の支援は、…組織的に取り組むことが重要。
- …スクールカウンセラーの研修等で性同一性障害等を取り上げることも重要…。

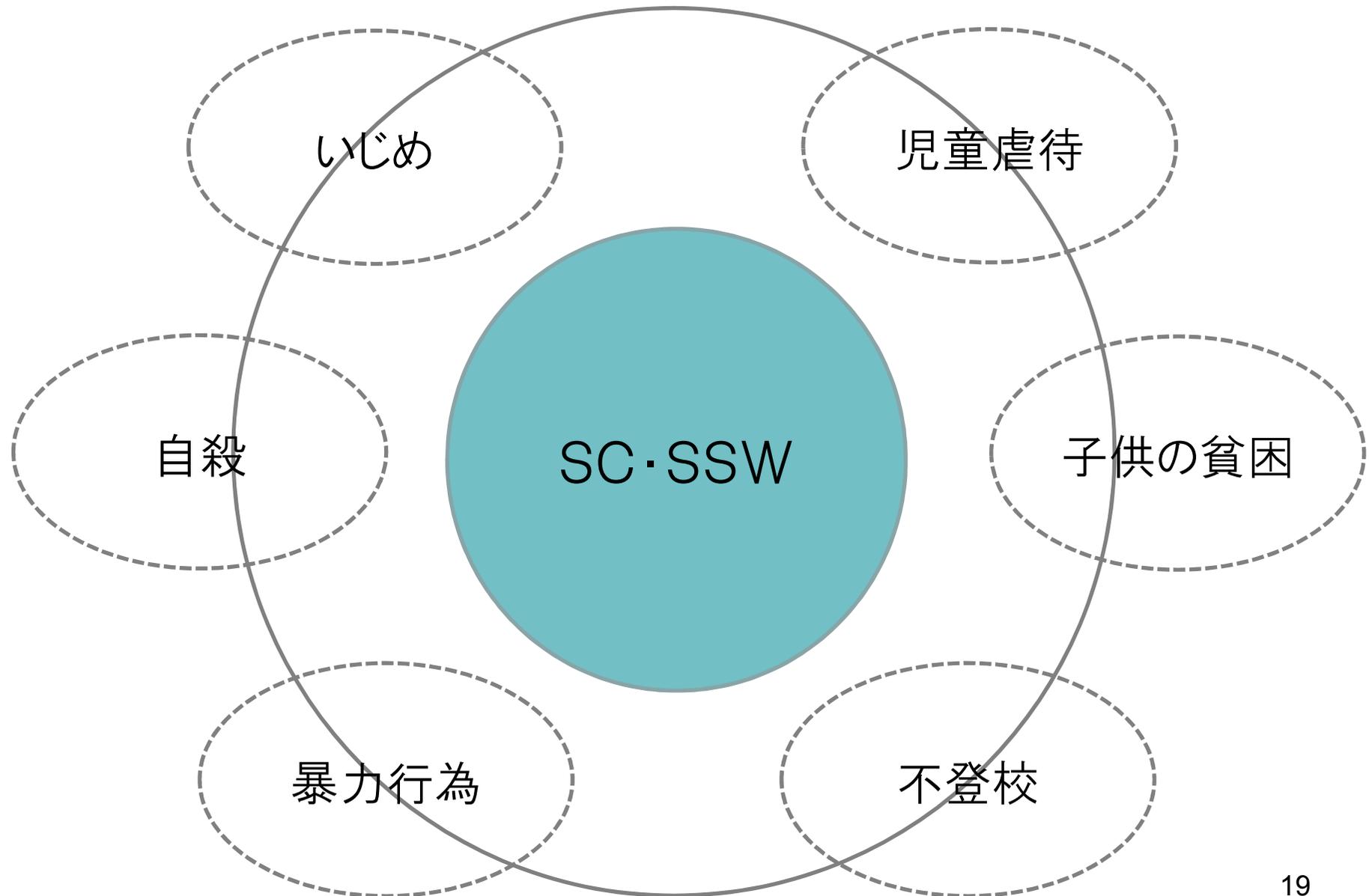
◆ 犯罪被害者等

<「第2次犯罪被害者等基本計画」> (平成23年3月閣議決定)

○学校における相談対応能力の向上等

文部科学省において、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。

SC・SSWの状況



※【関連施策】は含まない

いじめ対策等総合推進事業

平成28年度概算要求額:62億円(平成27年度:49.5億円)

教育再生実行会議(第一次、第五次提言)や「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応、また子供の貧困対策に関する大綱を踏まえ、貧困を背景とした生徒指導上の課題への対応、「チーム学校」の議論を踏まえた専門人材の配置充実、さらに「不登校児童生徒への支援に係る中間報告」を踏まえた不登校対応のため、「いじめ対策等総合推進事業」を拡充し、地方公共団体等におけるいじめ問題等への対応を支援する。

■早期発見・早期対応 (外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等)

【学校等の取組に対する支援】

①スクールカウンセラーの配置拡充

- ・全公立中学校に対するスクールカウンセラーの配置に加え、生徒指導上、大きな課題を抱える公立中学校等においてスクールカウンセラーによる週5日相談体制を実施し、常時生徒が相談でき、教職員との連携が強化できる体制を構築(200校)
- ・公立小学校の通常配置に加え、小中連携型配置の拡充による公立小・中学校の相談体制の連携促進(300校→3,100校)
- ・貧困対策のための重点加配(600校→1,200校)
- ・教育支援センター(適応指導教室)の機能強化等、不登校支援のための配置(1,147箇所)【新規】
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援

※ 支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会への配置方式も推進

【目標】平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校(27,500校)に配置
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

②スクールソーシャルワーカーの配置拡充

- ・スクールソーシャルワーカー配置の増(2,247人→3,047人)
福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを必要な全ての学校で活用できるよう今後段階的に配置を拡充
(小中学校のための配置(2,200人→3,000人)、
高等学校のための配置(47人))
- ・貧困対策のための重点加配(600人→1,200人)
- ・スーパーバイザー(47人)の配置、連絡協議会の開催・研修を通じた質向上の取組の支援【新規】

【目標】平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(約1万人)に配置
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

③24時間子供SOSダイヤル

いじめ等を含む子供のSOSを受け止めるためフリーダイヤル化

【自治体の取組に対する支援】

幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進等

- ・第三者的立場から調整・解決する取組(134地域)、外部専門家を活用して学校を支援する取組(134地域)、学校ネットパトロール等(10地域)への支援
- ・重大事態等発生時の指導助言体制の強化(現状調査や現地支援を行うため職員を派遣)【新規】



■未然防止 (道徳教育等の推進、体験活動の推進) 【関連施策】

①道徳教育の抜本的改善・充実

- ・「私たちの道徳」をはじめとする道徳の教材の充実、家庭・地域との連携強化などを実施

②健全育成のための体験活動の推進

- ・児童生徒の社会性を育む農山漁村等での体験活動の推進



■いじめ対策等生徒指導推進事業

①教育支援センター(適応指導教室)の整備促進等の不登校支援に関する調査研究【新規】

アウトリーチ型支援や官民共営型教育支援センターの在り方などに関する調査研究を実施

②いじめ、自殺、貧困などに対する効果的な取組に関する調査研究

③脳科学・精神科学・心理学等に関する研究と学校教育の連携による調査研究

児童生徒の問題行動と子供の発達との関係について、科学的知見の活用や各発達段階における研究を促進

■教員研修及び教職員の体制整備 【関連施策】

①教職員定数の改善

- ・授業革新や学校現場が抱える課題への対応など教職員指導体制の充実を図るため教職員定数を改善。
その中で、いじめ等の問題行動への対応として190人の定数改善を計上。

②教員研修の充実

- ・教員研修センターにおいて、いじめの²⁰情報共有や組織的対応を柱とした指導者養成研修の実施



スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実 —平成28年度概算要求—

スクールカウンセラー等活用事業

平成28年度概算要求額 4,781百万円
(平成27年度予算額4,024百万円)補助率:1/3

公立中学校週5日体制の実施 200校(200校)
【35週*4h*5日】

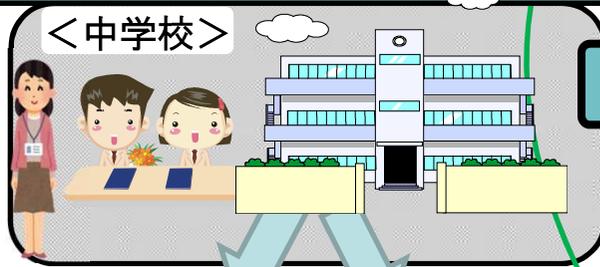
全公立中学校に対する配置(週1日) 9,800校(9,800校)
【35週*4h*1日】

貧困対策のための重点加配(週1日追加)1,200校(600校)
【35週*4h*1日】

※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組

小中連携型配置の拡充 (週2日追加)3,100校(300校)
【35週*4h*2日】



小中連携型配置の拡充
3,100校(300校)

小中連携型配置の拡充
3,100校(300校)

<小学校>



小学校に対する配置(週1日) 8,800校(13,400校)
【35週*3h*1日】

【目標】平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校(27,500校)に配置
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

スクールソーシャルワーカー活用事業

平成28年度概算要求額 1,009百万円
(平成27年度予算額647百万円)補助率:1/3

高等学校のための配置 47人【48週*3h*3日】

<教育委員会等>



質向上のためのSV配置 47人 【48週*3h*5日】
研修会・連絡協議会の支援等 (新規)

教育支援センター(適応指導教室)の機能強化(週1日) 1,147箇所(新規)
【35週*4h*1日】

小中学校のための配置 3,000人(2,200人)
【48週*3h*1日】

貧困対策のための重点加配(週1日追加)1,200人(600人)
【48週*3h*1日】

<福祉関連機関>

窓口



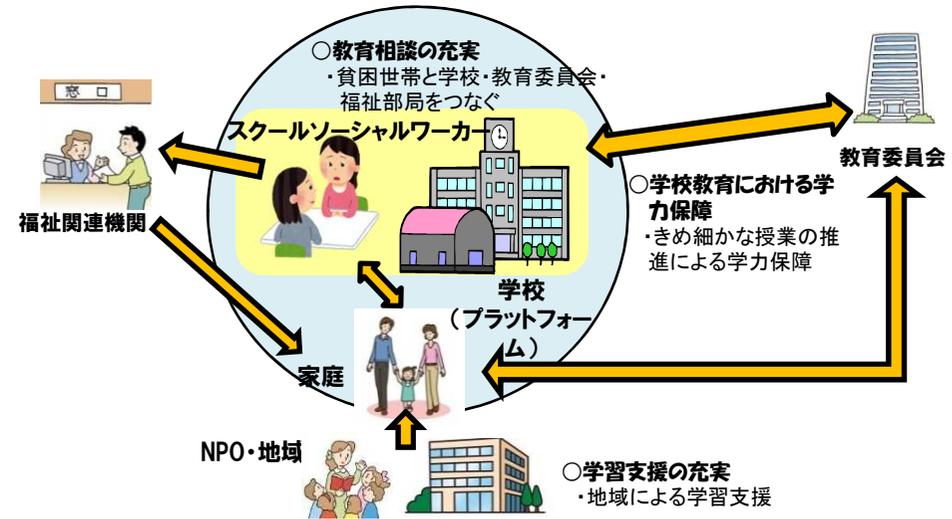
【目標】平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(約1万人)に配置
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進

(義務教育段階)

全ての子供が集う場である学校を、子供の貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、子供の貧困問題への早期対応、教育と福祉・就労との組織的な連携、学校における学力保障・進路支援、地域による学習支援を行うことにより、貧困の連鎖を断ち切ることを目指す。

【子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)を踏まえ】



学校教育における学力保障

■家庭環境などによる教育格差の解消に向けた教員定数の措置 [H27]100人 → [H28] 250人(+150人)

家庭環境などによる教育格差の解消に向けた取組を支援

教育相談の充実

■スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置拡充【H28要求額 58億円(+11億円)】〔補助率1/3〕

①福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置拡充

○スクールソーシャルワーカーの配置【拡充】(週1日×3h)

[H27]2,247人 → [H28]3,047人(+800人、36%増)

○貧困対策のための重点加配【拡充】(+週1日×3h)

[H27] 600人 → [H28]1,200人(+600人、倍増)

※併せてスクールソーシャルワーカーの質向上のため取組を支援

【目標】平成31年度までに全ての中学校区(約1万人)に配置

(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

②スクールカウンセラーの配置拡充

○全公立中学校(10,000校)及び公立小学校(15,000校)への配置

○さらに小中連携型配置【拡充】(+週2日×4h)

[H27] 300中学校区 → [H28] 3,100中学校区

○貧困対策のための重点加配【拡充】(+週1日×4h)

[H27] 600校 → [H28] 1,200校(+600校、倍増)

【目標】平成31年度までに全公立小中学校(27,500校)に配置

(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

| | [H27] | [H28] |
|-----|-------|-------|
| 中学校 | 300校 | 3100校 |
| 小学校 | 600校 | 6200校 |
| 計 | 900校 | 9300校 |

学習支援の充実

■地域未来塾による学習支援の充実【H28要求額 6.3億円(+4.2億円)】〔補助率1/3〕

[H27] 2,000か所 → [H28] 3,600か所(+1,600か所)

【目標】平成31年度までに5,000中学校区(全中学校区(1万校区)の半数)

(注)地域未来塾

家庭での学習習慣が十分に身につけていない中学生・高校生等を対象に大学生や教員OB等の地域住民の協力やICT等を活用した原則無料の学習支援

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割等

| 名称 | スクールカウンセラー | スクールソーシャルワーカー |
|--------|---|--|
| 人材 | 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者 | 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有する者 |
| 主な資格等 | 臨床心理士、精神科医等 | 社会福祉士、精神保健福祉士等 |
| 手法 | カウンセリング(子供の心のケア) | ソーシャルワーク(子供が置かれた環境(家庭、友人関係等)への働き掛け) |
| 配置 | 学校、教育委員会 等 | 教育委員会、学校 等 |
| 主な職務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ① <u>個々の児童生徒へのカウンセリング</u> ② <u>児童生徒への対応に関し、保護者・教職員への助言</u> ③ <u>事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア</u> ④ <u>教職員等に対する児童生徒へのカウンセリングマインドに関する研修活動</u> ⑤ <u>教員との協力の下、子供の心理的問題への予防的対応(ストレスチェック等)</u> | <ul style="list-style-type: none"> ① <u>家庭環境や地域ボランティア団体への働き掛け</u> ② <u>個別ケースにおける福祉等の関係機関との連携・調整</u> ③ <u>要保護児童対策地域協議会や市町村の福祉相談体制との協働</u> ④ <u>教職員等への福祉制度の仕組みや活用等に関する研修活動</u> |

SCについて(役割)

教育相談に当たり、スクールカウンセラーの役割としては、児童生徒、保護者、教員を援助するとともに、外部機関と連携することが求められる。

第5章 教育相談

第4節 スクールカウンセラー、専門機関等との連携

2 スクールカウンセラーとの連携

(1) スクールカウンセラーの役割

① 児童生徒や保護者に対する援助

まず、求められるのは、児童生徒や保護者に対する援助です。実際に、不登校、いじめ、非行傾向等の児童生徒や保護者への個別アセスメントを実施し、学習の現状や進路希望を把握した上で、効果的なカウンセリングを実施し成果を挙げています。これらの成果の要因として、スクールカウンセラーは、カウンセリングや臨床心理学の専門的な理論・技術を身に付けていることが挙げられます。…

② 教員に対する援助

校内の生徒指導部会議や教育相談会議にスクールカウンセラーが出席することにより、「子を大切にす
る」「背景を理解する」などの臨床心理的な視点が、教員の児童生徒理解の幅を広げ、結果的に問題行
動の予防的効果が高まった例も見られます。…

さらに、スクールカウンセラーが研修で、いじめから表れる身体症状やいじめのチェックリストを公開、それ
に基づき教員が観察した結果、いじめを早期に発見し対応した例もあります。

③ 外部機関との連携

<「生徒指導提要」(平成22年3月文部科学省)241>

SCについて(事業内容)

スクールカウンセラー等活用事業においては、実施主体が、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を活用し、児童生徒の心のケアや教員に対する研修などにより教育相談体制を整備するとされている。

1 事業の趣旨

公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を配置するとともに、24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制を整備する。

4 事業の内容

本事業は、次の内容を実施することができる。

(1) スクールカウンセラー活用事業

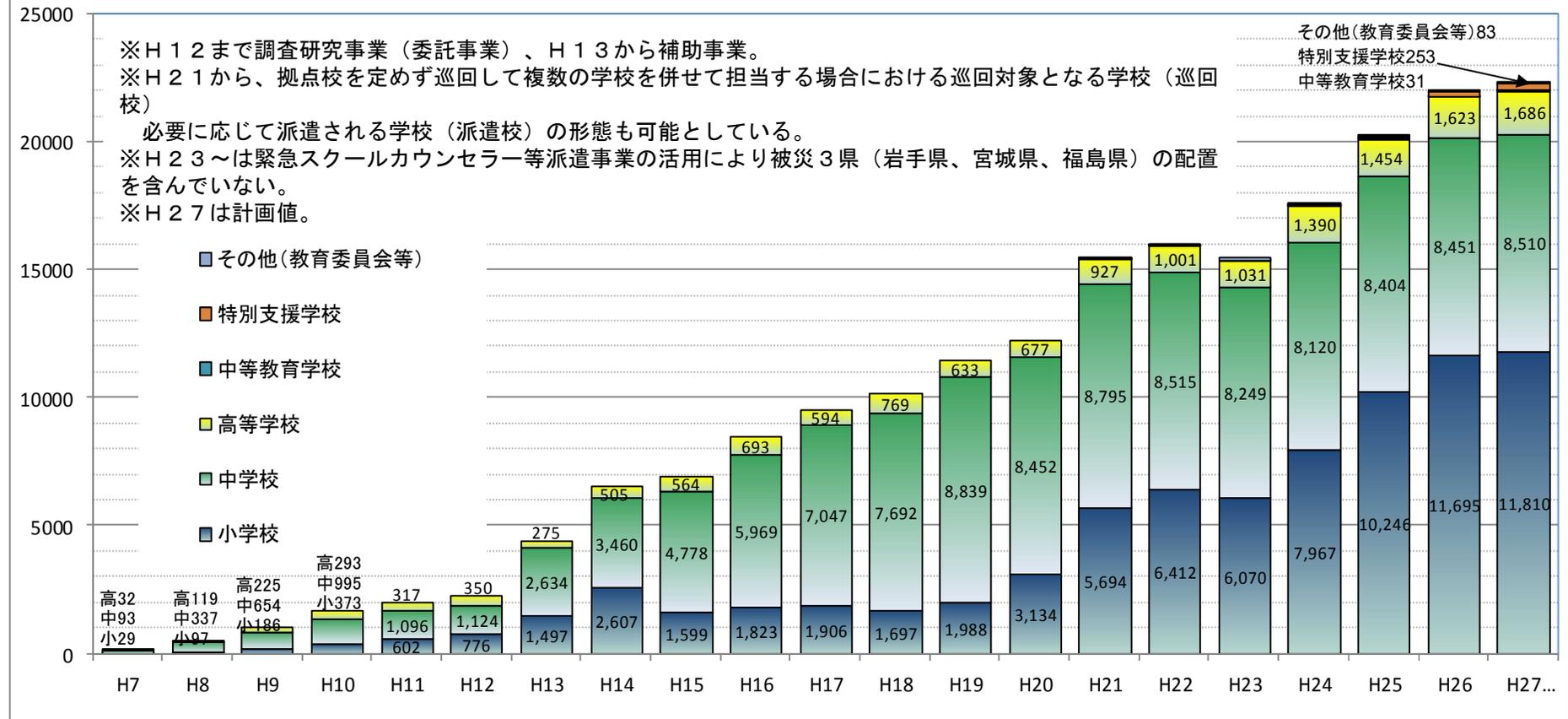
スクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者(以下「スクールカウンセラー等」という。)やスクールカウンセラー等に対して適切な指導・援助ができるスーパーバイザーを学校・教育委員会等に配置し、児童生徒の心のケアに加え、教員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修や児童生徒の困難・ストレスへの対処方法等に資する教育プログラムを実施するとともに、スクールカウンセラー等の専門性を向上させるための研修会や、事業を効果的かつ円滑に実施するための情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会を開催する事業。

なお、公立高等学校へのスクールカウンセラー等の配置については、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内を目安とする。

<「スクールカウンセラー等活用事業実施要領」より>

SCについて(配置状況)

(箇所)



| 年度 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 |
|----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 合計 | 154 | 553 | 1,065 | 1,661 | 2,015 | 2,250 | 4,406 | 6,572 | 6,941 | 8,485 | 9,547 |
| 予算 | 307 | 1,100 | 2,174 | 3,274 | 3,378 | 3,552 | 4,006 | 4,495 | 3,994 | 4,200 | 4,217 |

| 年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27(計画) |
|----|--------|--------|--------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------|--------|---------|
| 合計 | 10,158 | 11,460 | 12,263 | 15,461 | 16,012 | 15,476 | 17,621 | 20,310 | 22,013 | 22,373 |
| 予算 | 4,217 | 5,051 | 3,365 | 14,261 の内数 | 13,093 の内数 | 9,450 の内数 | 8,516 の内数 | 3,892 | 4113 | 4024 |

SCについて(選考)

スクールカウンセラー等の選考については、実施主体が、所定の要件を満たす者から選考して認めた者としている。

3 スクールカウンセラー等の選考

(1) スクールカウンセラーの選考

次の各号のいずれかに該当する者から、都道府県又は指定都市が選考し、スクールカウンセラーとして認めた者とする。

- ① 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- ② 精神科医
- ③ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師(常時勤務をする者に限る)又は助教の職にある者又はあった者

(2) スクールカウンセラーに準ずる者の選考

次の各号のいずれかに該当する者から、都道府県又は指定都市が選考し、スクールカウンセラーに準ずる者として認めた者とする。

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
ただし、前各号に掲げる者の任用は、地域や学校の実情を踏まえ、3(1)に掲げる者の任用よりも合理的であると認められる場合に行うことができるものとする。

＜「スクールカウンセラー等活用事業実施要領」より＞

SCについて(配置人数・資格要件)

<平成26年度(配置校調査より)・・・7,344人>

(1)スクールカウンセラー 6,153人(83.7%)

- ① 臨床心理士・・・・・・・・・・6,089人(98.9%)
- ② 精神科医・・・・・・・・・・ 2人(0.1%)
- ③ 大学教授など・・・・・・・・・・62人(1.0%)

※1人で複数の資格を有する者もいるため、①～③の合計はスクールカウンセラーの合計とは一致しない。

(2)スクールカウンセラーに準ずる者 1,191人(16.2%)

- ① 大学院修了(相談業務経験1年)・・・395人(33.1%)
- ② 大学・短大卒業(相談業務経験5年)・・・795人(66.7%)
- ③ 医師(相談業務経験1年)・・・・・・・・ 1人(0.1%)

※1人で複数の資格を有する者もいるため、①～③の合計は準ずる者の合計とは一致しない。

<参考>

(財)日本臨床心理士資格認定協会の認定を受けている「臨床心理士」29,690人
(2015年4月1日時点)

SCについて(併せ持つ資格)

○スクールカウンセラー

単位(人)

| 資格名称 | 実績 |
|-------------|-----|
| 教育カウンセラー | 56 |
| 学校心理士 | 123 |
| 認定カウンセラー | 28 |
| 学校カウンセラー | 15 |
| キャリアカウンセラー | 11 |
| 臨床発達心理士 | 46 |
| 認定心理士 | 136 |
| 産業カウンセラー | 100 |
| 社会福祉士 | 72 |
| 精神保健福祉士 | 112 |
| ガイダンスカウンセラー | 31 |
| その他 | 158 |

○スクールカウンセラーに準ずる者

単位(人)

| 資格名称 | 実績 |
|-------------|-----|
| 教育カウンセラー | 235 |
| 学校心理士 | 126 |
| 認定カウンセラー | 76 |
| 学校カウンセラー | 61 |
| キャリアカウンセラー | 18 |
| 臨床発達心理士 | 63 |
| 認定心理士 | 117 |
| 産業カウンセラー | 99 |
| 社会福祉士 | 29 |
| 精神保健福祉士 | 40 |
| ガイダンスカウンセラー | 113 |
| その他 | 173 |

29

<出典> 文部科学省調べ(平成25年度実績)

SCについて(相談状況)

スクールカウンセラーの相談状況について、類型できる内容としては、「不登校」、「友人関係」の相談が多くなっている。

| | | H26年度 | 【参考】 H25年度 |
|--------------------------------------|-------------------------------|-----------|---------------|
| スクールカウンセラー の相談人数について (延べ人数による) | ①不登校への対応 | 655,972 | 687,948 |
| | ②いじめ問題への対応 | 36,642 | 40,462 |
| | ③暴力行為への対応 | 11,382 | 44,474 |
| | ④友人関係 | 223,570 | 227,046 |
| | ⑤家庭の問題 | 176,097 | 175,859 |
| | ⑥学業・進路 | 164,750 | 149,418 |
| | ⑦その他 | 1,587,021 | 1,085,802 |
| | ⑧相談内容の区別をしていないもの、 または不明なもの | — | 550,329 |

※ 児童生徒、保護者、教職員等の相談人数の合計
一部自治体の回答に誤りがあるため、現段階の暫定値である。

SCについて(対応状況)

| 区分 | | 小学校 | | 中学校 | | 高等学校 | | 特別支援学校 | | 計 | |
|---------------------------|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①いじめの発見のきっかけ | | 学校数 (校) | 構成比 (%) |
| スクールカウンセラー等 の外部の相談員が発見 | 25年 度 | 137 | 0.1 | 148 | 0.3 | 36 | 0.3 | 1 | 0.1 | 322 | 0.2 |
| | 26年 度 | 180 | 0.1 | 391 | 0.7 | 36 | 0.3 | 0 | 0.0 | 607 | 0.3 |

| 区分 | | 小学校 | | 中学校 | | 高等学校 | | 特別支援学校 | | 計 | |
|--------------------------|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ②いじめられた児童生徒の相談 の状況の推移 | | 学校数 (校) | 構成比 (%) |
| スクールカウンセラー等 の相談員に相談 | 25年 度 | 2,285 | 1.9 | 2,828 | 5.1 | 556 | 5.0 | 10 | 1.3 | 5,679 | 3.1 |
| | 26年 度 | 2,478 | 2.0 | 2,673 | 5.0 | 600 | 5.3 | 14 | 1.5 | 5,765 | 3.1 |

| 区分 | | 小学校 | | 中学校 | | 高等学校 | | 特別支援学校 | | 計 | |
|---------------------------|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ③いじめられた児童生徒への対 応の推移 | | 学校数 (校) | 構成比 (%) |
| スクールカウンセラー等 の相談員が状況を聞く | 25年 度 | 3,536 | 3.0 | 3,914 | 7.1 | 960 | 8.7 | 22 | 2.9 | 8,432 | 4.5 |
| | 26年 度 | 3,805 | 3.1 | 3,638 | 6.9 | 1,019 | 8.9 | 18 | 1.9 | 8,480 | 4.5 |

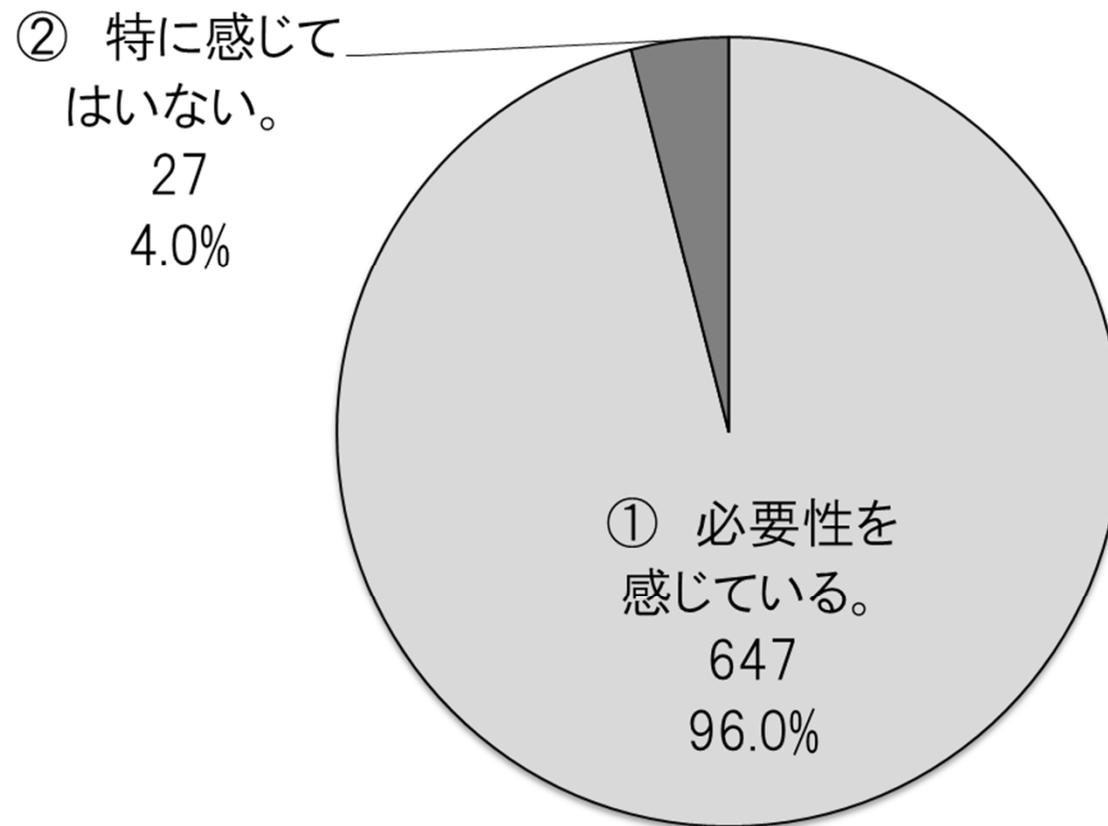
| 区分 | | 小学校 | | 中学校 | | 高等学校 | | 特別支援学校 | | 計 | |
|--|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ④学校におけるいじめの問題に 対する日常の取組の推移 | | 学校数 (校) | 構成比 (%) |
| スクールカウンセラー、 相談員、養護教諭を積 極的に活用して相談に あたった。 | 25年 度 | 13,117 | 62.1 | 8,064 | 75.5 | 3,431 | 59.7 | 270 | 25.0 | 24,882 | 64.4 |
| | 26年 度 | 13,802 | 66.2 | 8,259 | 77.9 | 3,733 | 65.1 | 324 | 29.6 | 26,118 | 68.2 |

(※)②、③、④については複数回答可、構成比は各区分における件数に対する割合。

<平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(抄)>

SCについて(必要性に係る意識)

【調査対象学校(小中高等学校)(N=674)】



<文部科学省調べ(H27. 5)>

SSWについて(役割)

教育相談に当たり、スクールソーシャルワーカーの役割としては、児童生徒の様々な情報を整理統合し、アセスメント、プランニングをした上で、学校の教職員とチームを組み、児童生徒が置かれた環境への働きかけなどを行うことが求められる。

第5章 教育相談

第4節 スクールカウンセラー、専門機関等との連携

3 スクールソーシャルワーカーとの連携

…主に以下の職務を行っています。

- 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- 関係機関とのネットワークの構築・連携・調整
- 学校内におけるチーム体制の構築・支援
- 保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供
- 教職員への研修活動

など

…学校は、スクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒の様々な情報を整理統合し、アセスメント、プランニングをした上で、教職員がチームで問題を抱えた児童生徒の支援をすることが重要です。また、教職員にスクールソーシャルワーク的な視点や手法を獲得させ、それらを学校現場に定着させることも重要なことです。

SSWについて(事業内容)

スクールソーシャルワーカー活用事業においては、実施主体が、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うことにより、教育相談体制を整備するとされている。

1 事業の趣旨

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

4 事業の内容

本事業は、次の内容を実施することができる。

(1) スクールソーシャルワーカーの配置

スクールソーシャルワーカーを教育委員会・学校等に配置

(2) スーパーバイザーの配置

スクールソーシャルワーカーに対し、適切な指導・援助ができるスーパーバイザーを教育委員会・学校等に配置

(3) 研修会等の開催

スクールソーシャルワーカーの専門性を向上させるため、研修会等を実施

(4) 連絡協議会の開催

本事業を効果的かつ円滑に実施するため、情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会を開催

(5) その他必要な事業

地域や学校の実情に応じて、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するために、その他必要な事業を実施

<「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」より>

SSWについて(選考)

スクールソーシャルワーカーの選考については、実施主体が、所定の要件を満たす者から選考して認めた者としている。

3 スクールソーシャルワーカーの選考

スクールソーシャルワーカーの選考は、原則として、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者のうちから行うこと。

ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であって、次の職務内容を適切に遂行できる者のうちから行うことも可とする。

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動

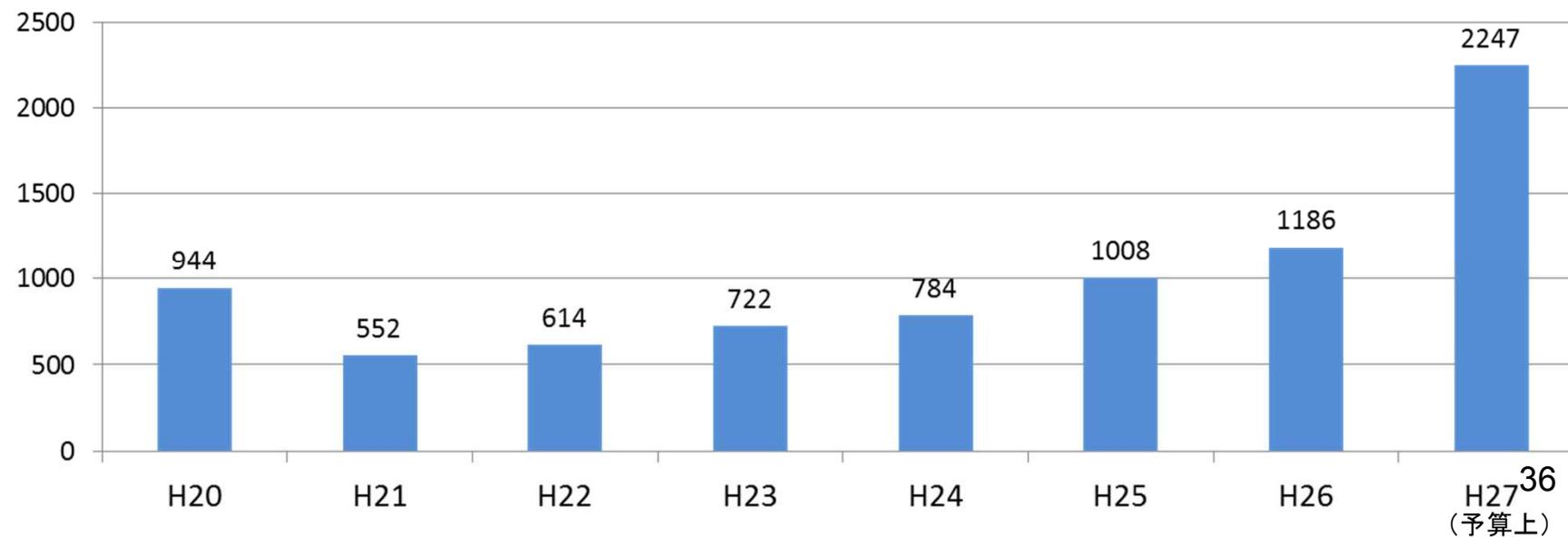
<「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」より>

SSWについて(配置状況)

| 区分\年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|----------|----------|--------------|--------------|-------------|-------------|--------|--------|---------------------------|
| 予算額 | 1,538百万円 | 14,261百万円の内数 | 13,092百万円の内数 | 9,450百万円の内数 | 8,516百万円の内数 | 355百万円 | 394百万円 | 647百万円 |
| 予算上の積算人数 | 141地域 | 1,040人 | 1,056人 | 1,096人 | 1,113人 | 1,355人 | 1,466人 | 2,247人 プラス貧困対策重点加配600人 |
| SSW実人数 | 944人 | 552人 | 614人 | 722人 | 784人 | 1,008人 | 1,186人 | |

- スクールソーシャルワーカー活用調査研究委託事業(平成20年度)―国の全額委託事業(10/10)
- スクールソーシャルワーカー活用事業(平成21度～22年度)―都道府県・指定都市に対する補助事業(補助率 1/3)
- スクールソーシャルワーカー活用事業(平成23年度～)―都道府県・指定都市・中核市に対する補助事業(補助率 1/3)

- 平成21年度～平成24年度は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部として実施。
- 平成25年度から、いじめ対策等総合推進事業の1メニューとして実施。



SSWについて(保有資格推移)

| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 雇用した実人数 | 944 | 552 | 614 | 722 | 784 | 1008 | 1186 |
| ①社会福祉士 | 183 | 188 | 230 | 292 | 331 | 440 | 558 |
| | 19.4% | 34.1% | 37.5% | 40.4% | 42.2% | 43.7% | 47.0% |
| ②精神保健福祉士 | 88 | 93 | 118 | 166 | 182 | 249 | 298 |
| | 9.3% | 16.8% | 19.2% | 23.0% | 23.2% | 24.7% | 25.1% |
| ③その他社会福祉に関する資格 | 72 | 59 | 75 | 105 | 95 | 118 | 154 |
| | 7.6% | 10.7% | 12.2% | 14.5% | 12.1% | 11.7% | 13.0% |
| ④教員免許 | 449 | 240 | 232 | 279 | 331 | 399 | 428 |
| | 47.6% | 43.5% | 37.8% | 38.6% | 42.2% | 39.6% | 36.1% |
| ⑤心理に関する資格 | 186 | 100 | 97 | 137 | 148 | 140 | 192 |
| | 19.7% | 18.1% | 15.8% | 19.0% | 18.9% | 13.9% | 16.2% |
| ⑥その他SSWの職務に関する技能の資格 | 41 | 14 | 26 | 33 | 31 | 45 | 57 |
| | 4.3% | 2.5% | 4.2% | 4.6% | 4.0% | 4.5% | 4.8% |
| ⑦資格を有していない | 151 | 58 | 55 | 58 | 64 | 77 | 90 |
| | 16.0% | 10.5% | 9.0% | 8.0% | 8.2% | 7.6% | 37 7.6% |

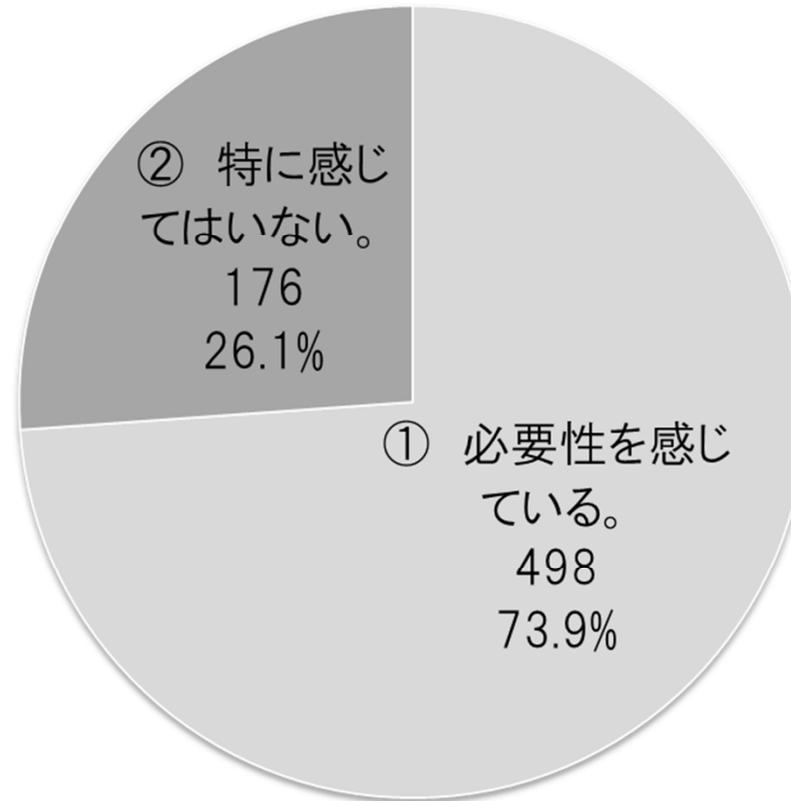
※割合は、雇用した実人数に占める割合

SSWについて(継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況)

| | | H26年度 | 【参考】 H25年度 |
|-------------------------------|-----------------|--------|---------------|
| 継続支援対象児童 生徒の抱える問題と 支援状況 | ①不登校への対応 | 12,183 | 11,222 |
| | ②いじめ問題への対応 | 857 | 1,276 |
| | ③暴力行為への対応 | 990 | 1,100 |
| | ④児童虐待への対応 | 2,981 | 2,615 |
| | ⑤友人関係 | 2,875 | 2,828 |
| | ⑥非行・不良行為 | 2,005 | 2,186 |
| | ⑦家庭環境の問題 | 13,565 | 12,913 |
| | ⑧教職員等との関係の問題 | 1,738 | 1,814 |
| | ⑨心身の健康・保健に関する問題 | 3,333 | 3,544 |
| | ⑩発達障害等に関する問題 | 7,828 | 6,946 |
| | ⑪その他 | 3,427 | 3,753 |

SSWについて(必要性に係る意識)

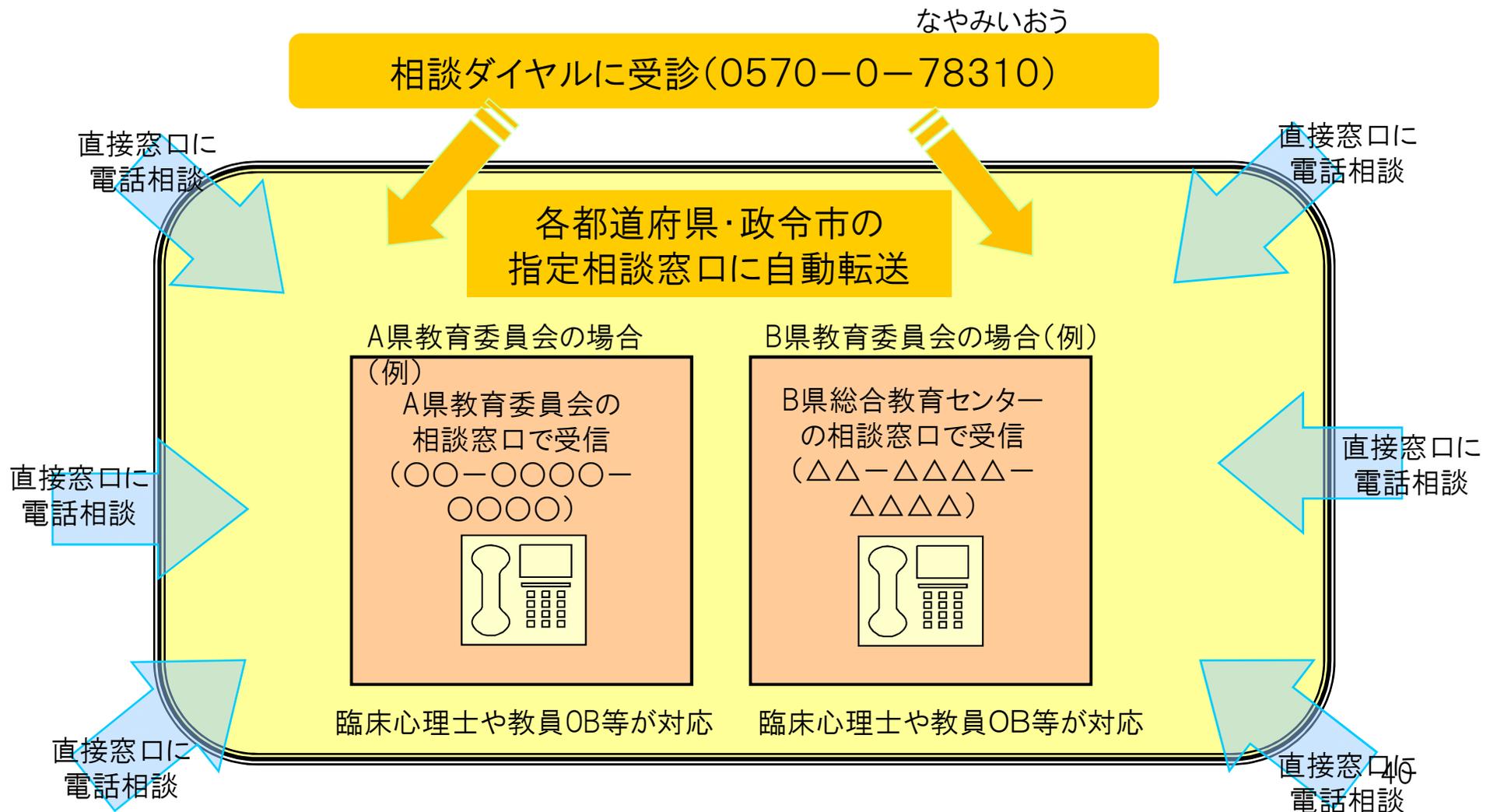
【調査対象学校(小中高等学校)(N=674)】



〈文部科学省調べ(H27. 5)〉

24時間子供SOSダイヤルについて(概要)

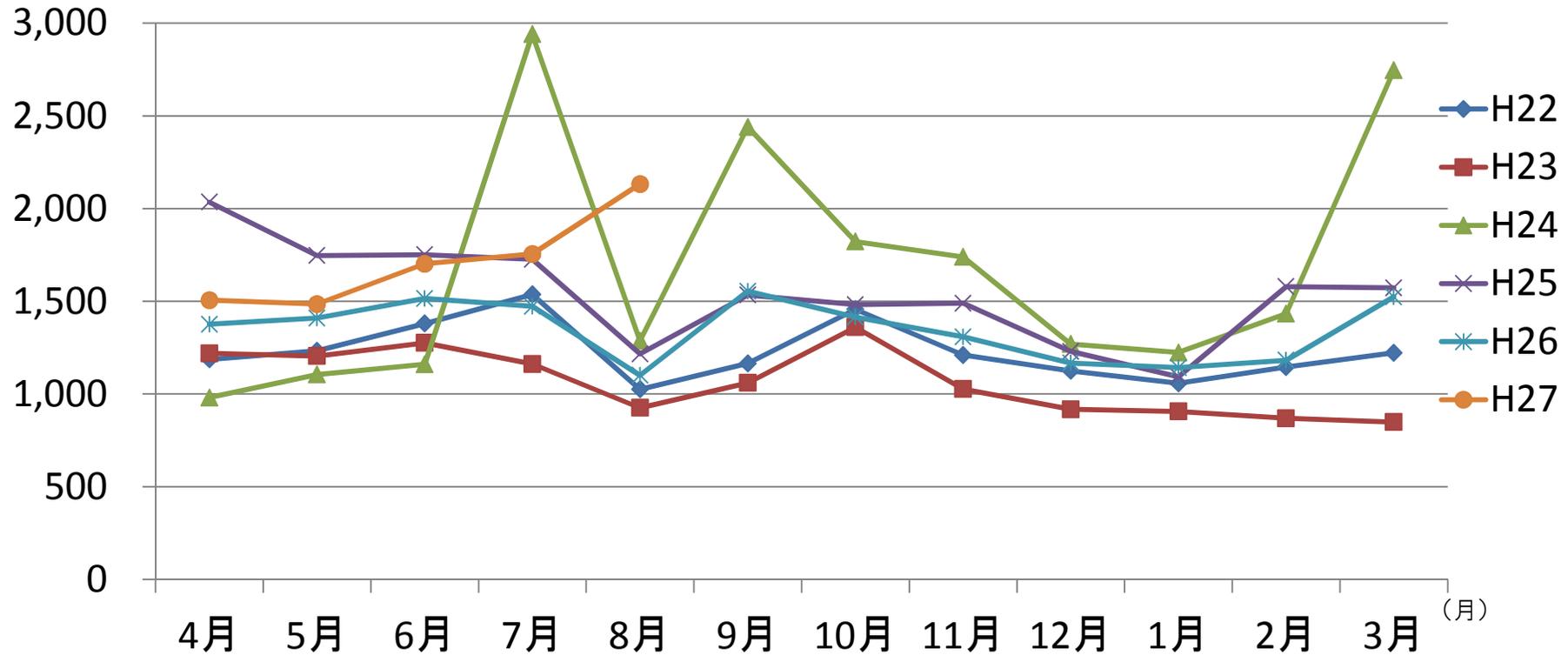
第一次安倍内閣において、子供たちが全国どこからでも、いつでもいじめ等を相談できるよう、全国共通番号である相談ダイヤルを設置。



24時間子供SOSダイヤルについて(実績)

24時間子供SOSダイヤルにおいては、年間約15,000件から20,000件の相談を受けている。

(件数)



(単位:件)

| 年度/月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間 完了呼数 | 年間 総呼数 | 完了率 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------------|-----------|-----|
| H22 | 1,187 | 1,233 | 1,380 | 1,537 | 1,025 | 1,165 | 1,457 | 1,210 | 1,125 | 1,058 | 1,145 | 1,222 | 14,744 | 23,399 | 63% |
| H23 | 1,219 | 1,205 | 1,276 | 1,162 | 926 | 1,060 | 1,360 | 1,027 | 917 | 906 | 869 | 849 | 12,776 | 20,549 | 62% |
| H24 | 981 | 1,105 | 1,160 | 2,941 | 1,287 | 2,440 | 1,822 | 1,739 | 1,270 | 1,224 | 1,433 | 2,746 | 20,148 | 38,881 | 52% |
| H25 | 2,035 | 1,747 | 1,751 | 1,726 | 1,216 | 1,534 | 1,482 | 1,489 | 1,230 | 1,093 | 1,579 | 1,572 | 18,454 | 32,449 | 57% |
| H26 | 1,376 | 1,409 | 1,515 | 1,473 | 1,101 | 1,554 | 1,415 | 1,308 | 1,167 | 1,142 | 1,182 | 1,524 | 16,166 | 27,985 | 58% |
| H27 | 1,506 | 1,485 | 1,702 | 1,755 | 2,132 | - | - | - | - | - | - | - | 8,580 | 14,961 | 57% |

24時間子供SOSダイヤルについて(実績)

24時間子供SOSダイヤルにおいては、「不登校への対応」、「いじめ問題への対応」に関する相談内容が多くなっている。

(単位:件)

| 相談者 | 相談内容 | | | | | | | | 計 |
|-------------------------|---------|-----------|----------|-------|-------|-------|--------|--------------------------|---------|
| | 不登校への対応 | いじめ問題への対応 | 暴力行為への対応 | 友人関係 | 家庭の問題 | 学業・進路 | その他 | 相談内容の区別をしていないもの、または不明なもの | |
| 児童の相談人数 | 438 | 2,616 | 44 | 1,584 | 933 | 390 | 6,022 | 801 | 12,828 |
| 保護者の相談人数 | 5,313 | 4,355 | 242 | 2,710 | 2,630 | 2,137 | 11,936 | 1,061 | 30,384 |
| 相談者の区別をしていないもの、または不明なもの | 7,065 | 5,632 | 94 | 1,863 | 2,695 | 2,924 | 40,522 | 25,503 | 86,298 |
| 計 | 12,816 | 12,603 | 380 | 6,157 | 6,258 | 5,451 | 58,480 | 27,365 | 129,510 |

「チーム学校」について①

「チーム学校」については、中央教育審議会と自民党教育再生実行本部の双方において並行して議論が進められてきている。

◆ 中央教育審議会

＜「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(答申(案))(抄)＞

(生徒指導上の課題解決のための「チームとしての学校」の必要性)

「子供たちの問題行動の背景には、多くの場合、子供たちの心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など子供たちの置かれている環境の問題があり、子供たちの問題と環境の問題は複雑に絡み合っている。単に子供たちの問題行動のみに着目して対応するだけでは、問題はなかなか解決できない。学校現場で、より効果的に対応していくためには、心理の専門家であるカウンセラーや福祉の専門家であるソーシャルワーカーを活用し、子供たちの様々な情報を整理統合し、アセスメントやプランニングをした上で、教職員がチームで、問題を抱えた子供たちの支援を行うことが重要である。」

◆ 自民党教育再生実行本部

＜教育再生実行本部(チーム学校部会)第四次提言(抄)＞(平成27年5月12日)

「『チーム学校』の組織力・教育力を一層高めていくため、高度な専門スタッフとしてのスクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)の制度上の位置づけや職務内容等を明確化するとともに、資格の取得や研修の充実などにより、その育成や質を担保し、他の教職員との連携を強化⁴³する。また、どの学校にもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置することを目指す。」

「チーム学校」について②

スクールカウンセラーについては、今後、法改正、配置拡充のため財政措置の検討、資質確保のための検討などを行うことが必要となる。

◆ 「チーム学校」の議論において指摘されている課題・改善方策

【課題】

- ・「勤務日数が限られており、柔軟な対応がしにくい」
- ・「財政事情により配置や派遣の拡充が難しい」

【改善方策】

- ・SC・SSWを学校等において必要とされる標準的な職として、職務内容等を法令上、明確化することを検討する。
- ・教育委員会や学校の要望等も踏まえ、日常的に相談できるよう、配置の拡充、資質の確保を検討する。
- ・将来的には学校教育法等において正規の職員として規定するとともに、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることを検討する。

<「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(答申(案))(抄)>

「チーム学校」について③(関係団体ヒアリング)

「チーム学校」の在り方を検討するに当たり、スクールカウンセラーに関係する団体から、今後の課題や常勤化した場合に必要と考えられる条件や資質などについて、ヒアリングを行った。

◆ 日本臨床心理士会・日本臨床心理士資格認定協会

【今後の課題】

- ・心理職としての質の担保
- ・より効果的な活用制度の検討(派遣回数、活動内容、支援対象等)
- ・多職種との協働による支援強化の創造

◆ 一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会

【常勤スクールカウンセラーに必要な条件・資質】

- ・子供や学校の援助に関して心理・教育・福祉等の専門教育を受けている。
- ・子供や学校の援助に関して心理・教育・福祉等の専門的実務経験をもつ。

学校の教職員構造の転換 ～チーム学校の推進～（チーム学校関連予算）

- 我が国の教員の置かれている現状
- 我が国の学校は教員以外の専門スタッフが諸外国と比べて少ない。▶教職員総数に占める教員の割合 日:82%、米:56%、英:51%
 - 児童生徒の個別のニーズが多様化しており、教員に求められる役割が拡大。
 - 教員の1週間当たり勤務時間は日本が最長。▶日本:53.9時間(参加国平均38.3時間) 出典:『国際教員指導環境調査(TALIS)』

チーム学校の推進

- ・教員を中心に、多様な専門性を持つスタッフを学校に配置し、**学校の教育力・組織力を向上**。
- ・校長のリーダーシップの下、**教職員や様々な専門スタッフがチームとして適切に役割分担**。
- ・併せて、本年7月に公表した「**学校現場における業務改善のためのガイドライン**」を活用するなど、**業務改善を一層徹底**。
- ・これにより、**教員は授業など子供への指導に一層専念**。

① 教職員(義務標準法で基幹的な教職員として規定):H28要求 3,040人の定数改善(義務教育費国庫負担金)



チーム学校の推進による学校の組織的な教育力の充実 660人

- 養護教諭・栄養教諭等の充実 : 150人
大規模校等における配置の充実
- 専門人材の配置充実 : 100人
学校司書、ICT専門職員等の配置の充実
- 学校マネジメント機能の強化 : 410人
副校長、主幹教諭・事務職員等の拡充

今後の教育活動の充実に向けた定数改善 2,380人

- 創造性を育む学校教育の推進 : 1,440人
主体的な思考力・表現力等を育成する双方向・対話型・少人数による指導の充実等
- 学校が抱える課題への対応 : 940人
特別支援教育の充実、いじめ・不登校等への対応、家庭環境による教育格差の解消、外国人児童生徒等への日本語指導等

② 資格等を有する専門スタッフ:学校の実情に応じ、補助金等により拡充



スクールカウンセラー H28要求額:4.8億円(8億円増)

- 全公立中学校への配置に加え、週5日相談体制を実施 : 200校
- 小中学校の相談体制の連携促進 : 300校→3,100校
- 貧困対策のための重点加配 : 600校→1,200校
(スクールカウンセラーの主な業務内容)
・児童生徒へのカウンセリング、教職員、保護者に対する助言・援助
・事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア 等

スクールソーシャルワーカー H28要求額:1.0億円(4億円増)

- 配置数の増 : 2,247人→3,047人
- 貧困対策のための重点加配 : 600人→1,200人
- 質向上のためのスーパーバイザーの配置 : 47人【新規】
(スクールソーシャルワーカーの主な業務内容)
・福祉関係の関係機関・団体とのネットワークの構築、連携・調整
・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 等



特別支援教育専門家等 H28要求額:1.4億円の内数(新規)

- 特別支援教育専門家等の配置
・看護師:約1,460人
・合理的配慮協力員:約350人
・外部専門家:約430人(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等)

③ サポートスタッフ:学校の実情に応じ、補助金等により拡充

教育サポーター H28要求:4.9億円(8億円増)

- 配置人数 10,000人→12,000人
(主な業務内容)
・補充学習、発展的な学習への対応
・教材開発・作成など教師の授業準備や授業中の補助
・小学校における英語指導への対応
・中学校における部活動指導支援 等



※このほか、理科の観察実験補助員(H28要求:3,100校)などを計上